

相談する前には、各問い合わせ先への確認をお願いします。全ての相談日は年末年始・祝日を除きます。

相談種目	日時	場所	問い合わせ・申し込み先 ほか
消費生活相談	月曜、火曜、水曜、金曜 10:00～16:00	市消費生活センター (市役所別館1階)	電話相談か来庁かメールによる相談 ☎市消費生活センター ☎(23)3251
暮らしの行政相談	5月14日(水)、28日(水) 9:00～正午	市役所2階 会議室7、8	当日会場で申し込み ☎総務課 行政係 ☎(27)3303 定員3人程度
行政書士相談 (要予約)	5月9日(金)、6月13日(金) 11:00～16:00	市役所1階ロビー (うと小路)	電話か市公式LINEから申し込み ☎総務課 行政係 ☎(27)3303 定員5人
年金相談 (要予約)	5月1日(木)、6月5日(木) 9:30～15:00	福祉センター	☎熊本東年金事務所お客様相談室 ☎096(367)2503 ※令和7年度から月1回の開催になりました。
自立相談	月曜～金曜 9:00～16:00	うと自立相談センター (市社会福祉協議会内)	☎うと自立相談センター ☎(23)3756
司法書士相談 (要予約)	5月22日(木) 13:00～16:00	市役所2階 会議室8	電話で申し込み ☎商工観光課 商工振興係 ☎(27)3328
人権相談	5月8日(木) 13:00～16:00	市役所2階 会議室8	当日会場で申し込み 定員3人 ☎総務課 行政係 ☎(27)3303
宇土 ふれあい 福祉 相談所	成年後見 相談	毎月第1金曜 13:00～16:00	【申込不要】 ☎宇土市社会福祉協議会 ☎(23)3756
	法律相談 (要予約)	毎月第3金曜 13:00～16:00	【申込必要】 法律相談の予約受付は毎月1日から8人まで ※初回の人優先 ☎宇土市社会福祉協議会 ☎(23)3756
	不動産相談 (要予約)	お問い合わせください	
福祉	ふくしの相談窓口	月曜～金曜 8:30～17:15	福祉課 ふくしの相談窓口 ☎福祉課 ふくしの相談窓口 ☎(22)1111(内線433)
家庭・ 子ども	こころの健康相談 (要予約)	5月13日(火) 14:00～16:00	宇城保健所 相談室 ☎宇城保健所 ☎(32)1207
	家庭児童相談・ 女性相談	月曜～金曜 8:30～17:15	子育て支援課 こども家庭センター ☎子育て支援課 こども家庭センター ☎(27)3322 ※ご相談の際には、事前にお電話ください。
高齢者	ヤングテレフォン	月曜、水曜 13:00～17:00	電話かメールによる相談 ☎ヤングテレフォン ☎(23)1139 ✉young01@city.uto.lg.jp
	高齢者のための 相談窓口(要予約)	月曜～金曜 8:30～17:15	☎地域包括支援センター ☎(24)1555 轟・花園・全地区 ☎(23)5266 宇土・走瀧担当 ☎(27)1010 網田・網津・緑川担当
就労	ハローワーク宇城 地域職業相談室	月曜～金曜 9:30～17:00 ※正午～13:00は閉庁 となる場合があります。	市役所別館2階 ☎地域職業相談室 ☎(26)1003
	ジョブカフェ・ 宇城ブランジ (無料就労相談窓口)	月曜～金曜 10:00～17:00	宇城地域振興局1階 (松橋町久具400-1) ☎ジョブカフェ・宇城ブランジ ☎(32)1529



## 実在する事業者をかたり 未納料金を請求する詐欺に注意

☎市消費生活センター ☎(23)3251  
消費者ホットライン ☎188

### 事例1

大手通信会社グループの事業者を名乗る人物から、「1年間電話料金が未払いで、支払わなければ法的手続きを取る」と電話があった。また、「守秘義務があるので誰にも話さないように」と指示され、コンビニで電子マネーを購入するよう要求された。さらに、店員に聞かれた際は「自分で使う」と答えるよう指示され、30万円分の電子マネーを購入し番号を伝えた。翌日も同様の電話があり、5万円分の電子マネーを購入して番号を教えた。その後、さらに50万円分の購入を求められ、おかしいと思った。(80歳代)

### ひとこと助言

- 実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話があっても、言われるまま支払ってはけません。知らない番号や非通知からの電話は「出ない」「話を聞かない」「かけ直さない」ようにしましょう。
- コンビニ等で電子マネーを購入するように指示し、番号を教えさせる方法はすべて詐欺です。
- 不明な点がある場合は、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口を家族や周りの人とともに調べて、問い合わせてください。
- 心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センターや最寄りの警察等にご相談ください(消費者ホットライン188、警察相談専用電話「#9110」番)。

不安に思うことやトラブルが生じた場合は、早めに宇土市消費生活センターへご相談ください。

## お知らせ

# 住民税非課税世帯へ給付金のお知らせ

☎福祉課 福祉政策係 臨時給付金担当 ☎(22)1111(903、1001)

住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付しています。対象と思われる世帯への通知はすべて発送しました。下記に該当する世帯でまだ通知が届いていない場合はお問い合わせください。

### 非課税世帯支援臨時給付金(1世帯当たり3万円)

令和6年12月13日(基準日)時点で、宇土市に住民票があり、同一の世帯に属する人全員が令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※世帯全員が非課税である世帯のうち、住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯は本給付金の対象外です。

### 子ども加算臨時給付金(児童1人当たり2万円)

上記に該当する子育て世帯に対し、18歳以下の児童1人当たり2万円を加算します。

### 申請方法など

本市が把握している対象世帯には、「支給のお知らせ」または、「確認書」を2月から3月にかけて送付しました。「確認書」は返送することで給付されます。

以下の世帯で支給対象となる場合は、申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

- ・令和6年1月1日以降の転入者を含む世帯
- ・世帯員に未申告者がいる世帯
- ・DVによる避難者で、避難先に住民登録がない人の世帯
- ・令和6年1月1日以降、基準日(令和6年12月13日)までに、離婚・死別などにより事実上被扶養者でなくなった世帯

### 申請期限

**6月30日(月)**  
【当日消印有効】